

情報提供

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 山城千秋

副 会 長 友利博朗



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より下段のような「ゼビュディ点滴静注500mgの有効期限の取扱いについて」
の案内通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：前泊・宮城 / 電話 098-868-7579）

記

冲医発第1237号F

令和4年2月2日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会

会長 安里博好



ゼビュディ点滴静注500mgの有効期限の取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より新型コロナウイルス感染症対応についてご協力を賜り誠にありがとうございます。

沖縄県保健医療部から薬剤関係通知の発出がありましたので、ご連絡致します。

本通知は、ゼビュディ点滴静注液500mg（成分名：ソトロピマブ（遺伝子組換え））の有効期限が12ヵ月から18ヵ月に延長されたこと等を踏まえた内容となります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

● ゼビュディ点滴静注500mgの有効期限の取扱いについて

（令和4年1月24日 保衛第1500号）

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、宮城

TEL:098-888-0087

FAX:098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



保衛第1500号
令和4年1月24日

一般社団法人沖縄県医師会長
一般社団法人沖縄県薬剤師会長

】 殿

沖縄県保健医療部長
(公印省略)

ゼビュディ点滴静注液500mgの有効期限の取扱いについて

日頃より、本県の薬務行政の推進について御理解御協力をいただき感謝いたします。

さて、みだしのことについて、令和4年1月21日付け事務連絡で厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添写しのとおり通知があるため、送付します。

つきましては、同通知を御了知の上、貴会会員あて周知くださるようお願いいたします。

問い合わせ先： 衛生薬務課 薬務班 TEL:098-866-2055 FAX:098-866-2723
--

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 21 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

ゼビュディ点滴静注液 500mg の有効期限の取扱いについて

平素より、厚生労働行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ゼビュディ点滴静注液 500mg（成分名：ソトロビマブ（遺伝子組換え））の有効期間が 12 か月から 18 か月に延長されたこと等を踏まえ、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県等におかれましては、医療機関に対し、本事務連絡に基づいて本剤の有効期限を取り扱っていただくよう周知をお願いいたします。

なお、下記の取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守した製剤に適用されるものであり、本取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取りはからいいただくようお願いいたします。

記

1 ゼビュディ点滴静注液 500mg の有効期限について

(1) 有効期限の変更について

ゼビュディ点滴静注液 500mg については、追加で得られた安定性データを踏まえて、令和 4 年（2022 年）1 月 21 日に、2～8℃での有効期間が 12 か月から 18 か月に延長され、この有効期間は現在流通している製剤にも適用可能と判断しました。

他方、有効期間が 12 か月であるという前提で有効期限（最終有効年月）が外箱及びバイアルラベルに印字されている製剤も、現在、流通し、使用されているところです。

新型コロナウイルス感染症治療薬は、貴重な薬剤であり、これを無駄にせず、有効に活用する観点から、このような製剤については、有効期間が 18 か月である製剤として取り扱って差しつかえないこととしました。

(2) 見分け方及び取扱いについて

有効期限が令和4年(2022年)5月まで又はそれ以前となっている製剤については、有効期間が12か月であるという前提で外箱及びバイアルラベルに印字されているものですので、変更後の有効期限は別添に記載のとおり、印字されている有効期限より6か月長いものとして取り扱うようお願いいたします。

2 有効期限の短い製剤の優先使用について

新型コロナウイルス感染症治療薬は、貴重な薬剤であり、これを無駄にせず、有効に活用する観点から、有効期限の短い製剤から使用していただくよう改めてお願いいたします。

以上

ゼビュディ点滴静注液 500mg の有効期限について

ゼビュディ点滴静注液 500mg については、令和 4 年（2022 年）1 月 21 日に、2～8℃での有効期間が 12 か月から 18 か月に延長されました。

他方、有効期限が令和 4 年（2022 年）5 月まで又はそれ以前となっている製剤は、有効期間が 12 か月という前提で有効期限が外箱及びバイアルラベルに印字されています。

これらの製剤については、貴重な薬剤を無駄にせず、有効に活用する観点から、添付文書上の保存方法を遵守した製剤については、下記の「使用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。

（令和 4 年 1 月 21 日時点）

ロット No	印字されている有効期限 (有効期間 12 か月のもの)	使用して差しつかえない期限 (有効期限 6 か月延長後)
U49H	2022/3	2022/9
U49H-A	2022/3	2022/9
YA3D	2022/3	2022/9
Y74D	2022/4	2022/10
433C	2022/5	2022/11
7L3S	2022/5	2022/11
433C-A	2022/5	2022/11